

令和7年度 地域密着型サービス事業所 集団指導

令和7年8月25日

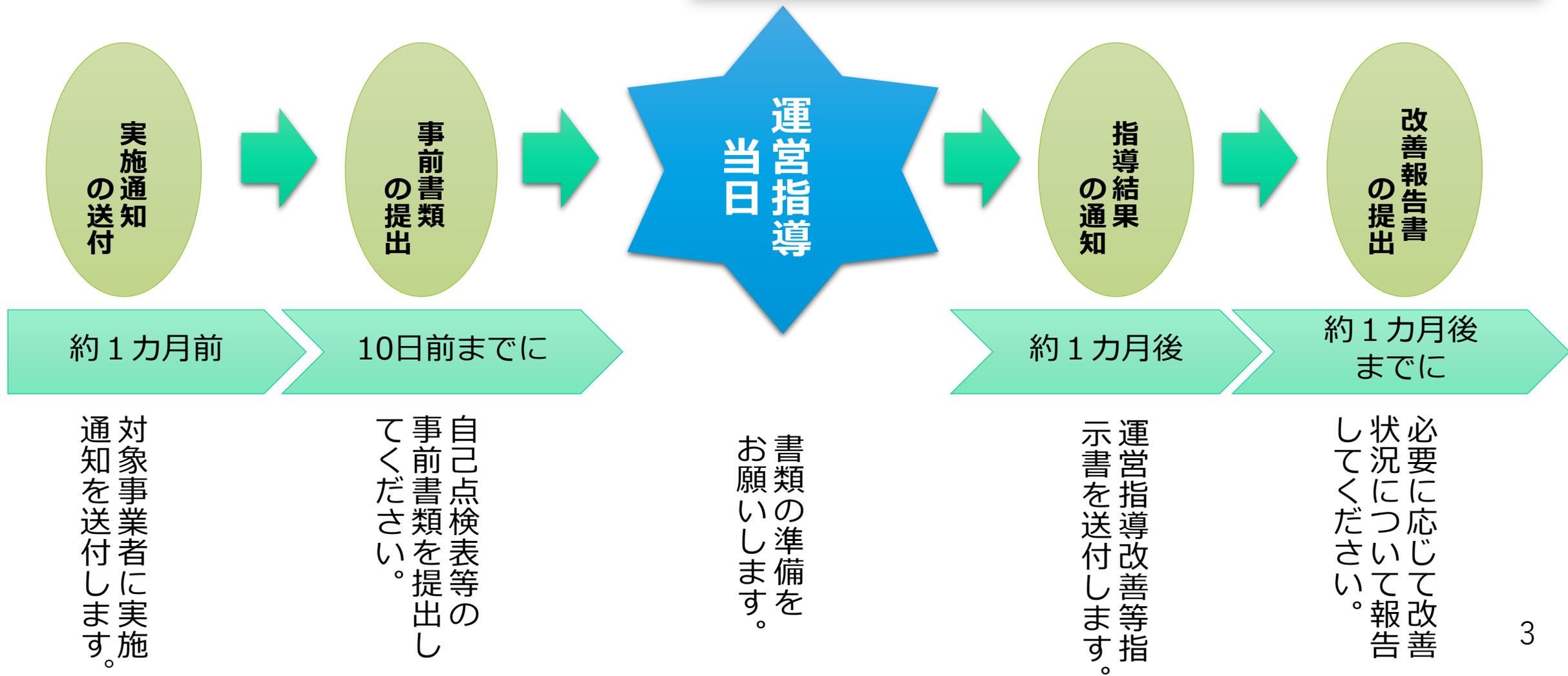
守山市介護保険課

次第

- 1 令和6年度運営指導結果
- 2 事故報告まとめ
- 3 留意事項について
- 4 守山市で実施する補助金について

運営指導のスケジュール

運営指導：各事業所とも原則3年に1度運営指導（対面）を行うこととします。
監 査：運営指導にかかわらず、本市が必要と認める場合は監査を実施することがあります。



1. 運営指導の結果について（令和6年度）

1 実施時期および指導内容

- (1) 時期：令和6年4月から令和7年3月まで
- (2) 内容：運営基準全般運営指導

2 令和6年度運営指導回数

	令和6年度
認知症対応型通所介護	1事業所
地域密着型通所介護	8事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所
認知症対応型共同生活介護	3事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2事業所
小規模多機能型居宅介護	-
計	15事業所

文書指導事例

主な指摘内容

文書指導 令和6年度：2件

1	<p><u>介護サービス計画等について</u> 個別機能訓練加算Ⅰ(イ)を取得するにあたり、個別機能訓練計画は3月ごとに1回作成されているものの、居宅での生活状況の確認が3月ごとに1回以上されていない事例が確認された。個別機能訓練計画の作成後は、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者またはその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行うこと。</p>
2	<p><u>利用者が事業所に到着した時間および退所した時間の記録について</u> 地域密着型通所介護を提供し、保険給付を受けるにあたっては、提供日および提供時間、サービス内容等の記録はサービス利用票および個別記録等に記載しなければならない。全利用者について、地域密着型通所介護事業所に到着した時間および退所した実際の時間の記録を必ず行った上で、保険給付の請求についても適切に行うこと。</p>

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

(1) 主な指摘事項

ア 運営規程に関する指摘事項

No.	指摘事項
1	機能訓練指導員、看護職員の人数について、実態に即した人数で記載するとともに、重要事項説明書と整合を図ること。
2	虐待防止のための措置に関する事項について、委員会の設置や指針の作成などの項目を追加すること。
3	「通所介護計画」を「地域密着型通所介護計画」に改めること。なお、運営規程を変更する場合は届出の対象となるため、変更後10日以内に変更届を提出すること。
4	営業日、営業時間の記載について、重要事項説明書の記載内容と整合を図ること。
5	介護事業者は従業員等がその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる必要がある。従業員との雇用契約時に秘密の保持について誓約するよう事務手続きを改めること。
6	個人情報の記載のある台帳等が機能訓練室内のカウンター内の棚に保管されている状況が確認された。個人情報のある書類については施錠できるロッカー等で保管すること。

□
頭
指
摘

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

イ 重要事項説明書に関する指摘事項

□
頭
指
摘

No.	指摘事項
1	報酬改定にかかる利用料の変更について、利用者全員に書面の配布および口頭による説明を行っているが、説明を行った記録が確認できなかった。重要事項説明書の変更を行った場合、変更点を書面で配布する等を行った上で、利用者またはその家族へ説明し、理解を得ること。また、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し、保管しておくこと。
2	代理人署名欄に続柄の記入欄を設けること。
3	利用料金表について、地域単価を記載するとともに、利用料金（円）に併せて、各単位数も表記し、利用者にとってわかりやすい記載にすること。
4	苦情相談窓口の守山市介護保険課の住所について、移転後の住所に修正すること。
5	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載すること。

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

イ 重要事項説明書に関する指摘事項（続き）

□
頭
指
摘

No.	指摘事項
6	「職員体制」について、重要事項説明書に記載する職員の配置数は、できる限り直近の職員数を記載するか、運営基準を満たす人数表記である「〇人以上」とするか、どちらかに修正すること。
7	重要事項説明書は、契約を前提とするものではないため、「サービスの提供の開始に際し」等の直接契約に繋がるような表現は削除すること。
8	行政機関その他苦情・相談窓口について、住所および電話番号を追記すること。
9	各報酬および各加算について、自己負担額に一部誤りがみられたため、正しい金額に改めること。

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

ウ 契約書に関する指摘事項

No.	指摘事項
1	自費利用に関する内容は別紙への記載とすること。
2	「通所介護サービス」「通所介護計画」等の記載が散見されたため、「地域密着型通所介護サービス」「地域密着型通所介護計画」等に改めること。

エ 運営基準に関する指摘事項

No.	指摘事項
1	消火・避難訓練について、消防法施行規則に基づき年2回以上実施しなければならないところ、年1回しか実施していないことが確認された。については、地域の消防機関等と連携の上、速やかに消防計画の見直しを行うこと。
2	事業所内に設置されている消火器について、使用期限が過ぎていることが確認された。期限が超過しているものは交換するなど適切な対応を行うこと。

□
頭
指
摘

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

工 運営基準に関する指摘事項（続き）

□
頭
指
摘

No.	指摘事項
3	事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知徹底しなければならないが、委員会の開催ができていなかった。
4	事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しなければならないが、指針が作成されていなかった。
5	感染症の予防及びまん延防止のための委員会、研修および訓練について、口頭では定期的に実施されているとのことであったが、実施した記録が残されていなかった。委員会の議事録や研修資料等を記録しておくこと。

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

工 運営基準に関する指摘事項（続き）

□
頭
指
摘

No.	指摘事項
6	介護事業者は適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を講じる必要がある、①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発を行う②相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備を行う必要があるが、いずれも実施できていない状況であった。
7	運営推進会議はおおむね2カ月（または6カ月）に1回以上、事業所の活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないが、令和6年度においては令和7年1月しか開催の確認ができなかった。については、おおむね2カ月（または6カ月）に1回以上、運営推進会議を開催すること。
8	退職者を含む従業員が利用者の秘密を保持することについて口頭で誓約されていたが、文書にて取り交わすのが望ましいため誓約書の整備について検討すること。

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

オ 人員基準に関する指摘事項

□ 頭 指 摘

No.	指摘事項
1	勤務形態一覧表と出勤簿が異なる日が確認されたため、適切な書類整理に努めること。
2	勤務管理について、実際に退勤する時刻と勤務管理システムに入力している退勤時刻が異なる事例が散見された。実態に即した勤務時間が確認できる記録を残すこと。
3	介護職員の資格証等の写しについて、事業所に備え付けられていないものが複数確認されたため、再度確認を行い、その写しを事業所に備え付けておくこと。
4	介護に直接携わる職員に対し受講が義務付けされている認知症介護基礎研修の修了書が確認できない者が確認された。法人で申し込みを行い受講済みであることは確認されている。については、修了書の写しを事業所に備え付けておくこと。

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

カ 個別サービス計画等に関する指摘事項

□
頭
指
摘

No.	指摘事項
1	サービス担当者会議の記録が確認できない事例が複数件確認された。サービス担当者会議開催後は、当該サービス担当者会議の要点を記録しておくこと。
2	地域密着型通所介護計画書と給付実績でサービス利用時間が異なる事例が確認された。利用時間の変更があった場合は、地域密着型通所介護計画書についても変更を行うこと。
3	個別機能訓練加算Ⅰ(イ)の取得にあたり、居宅での生活状況の確認前に個別機能訓練計画を作成している事例が確認された。機能訓練指導員等により利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。
4	居宅サービス計画に「入浴介助」の位置づけがあるにも関わらず、認知症対応型通所介護計画には「入浴介助」の記載がない事例が確認された。認知症対応型通所計画は、居宅サービス計画の内容に沿って作成すること。

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

カ 個別サービス計画等に関する指摘事項（続き）

□
頭
指
摘

No.	指摘事項
5	介護保険の更新申請後および居宅サービス計画の短期目標変更後について、居宅サービス計画書等の受領がない事例が散見された。また、介護保険の区分変更申請後、居宅サービス計画書等の受領がなく、地域密着型通所介護計画書の作成もされていない事例が確認された。介護保険の認定情報に変更があった際や居宅サービス計画の短期目標が変更された際は、担当のケアマネジャーに居宅サービス計画書、サービス担当者会議の記録などの必要書類を受領し、当該居宅サービス計画に沿って地域密着型通所介護計画を作成すること。
6	<u>（地域密着特養）外泊時費用について</u> 「入所者が病院または診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて、1日につき246単位を算定する。ただし入院日の初日および最終日は算定できない。」とされているが、入院翌日の退院の際にも施設外泊費用を算定している事例が確認された。

1. 運営指導の結果について（令和6年度）

キ 報酬・請求について

□ 頭 指 摘

No.	指摘事項
1	利用者が事業所へ発着した時間の記録が一律に管理されている事例が散見された。全利用者について、地域密着型通所介護事業所に到着した時間および退所した実際の時間の記録を必ず行うこと。
2	2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取り扱いについて、算定できる利用者は、心身の状況から長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用が困難な者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間サービスの利用が困難な者とされているが、利用者都合の様々な理由により、算定されている状況が確認された。当該要件に十分留意し、保険給付の請求についても適切に行うこと。
3	口腔・栄養スクリーニング様式において、栄養スクリーニングの記録はされているが、口腔スクリーニングの記録がされていない事例が散見された。口腔・栄養スクリーニング加算の算定にあたっては、全項目について、適切に記録を残すこと。

2. 事故報告について

1. 事故報告

サービス提供により事故が発生した場合、速やかに市、入所者家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる必要がある。

※R6.11より報告は「原則、電子メール等の電磁的方法で行うものとする」とされています。

2. 報告の対象

- (1) 介護サービスの提供により発生した重症または死亡等の事故
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 利用者に対する介護サービスの提供など業務遂行により発生もしくは、請求された損害賠償事故
- (4) 食中毒および感染症等で法令により、保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故
- (5) その他必要と認められるもの

3. 様式について

守山市ホームページに掲載

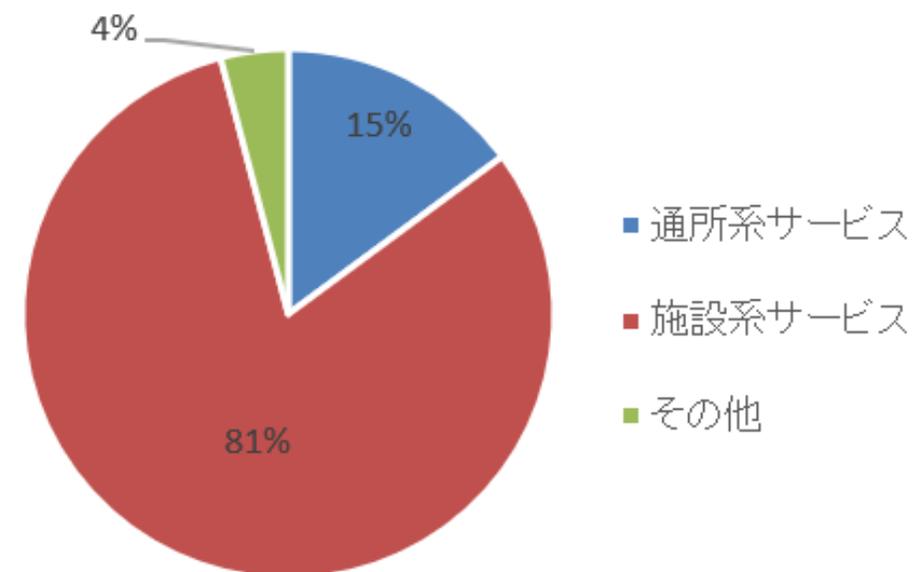
(ホーム>健康・福祉>保険・年金>介護保険>介護保険関係の申請書ダウンロード>16.事故報告)

2. 事故報告について（令和6年度）

1 令和6年度事故発生件数

サービス種別	令和6年度	令和5年度 (参考)	令和4年度 (参考)
通所系サービス	8件	15件	6件
施設系サービス	51件	38件	69件
その他	2件	3件	3件
合計	61件	56件	78件

過去3年間の事故発生割合



2. 事故報告について（令和6年度）

2 事故報告概要

(1)居室 28件（通所系サービス2件、施設系サービス24件、その他2件）

No.	概要	対応	今後の取り組み
1	居室で転倒した音があり、確認するとベッドの下に転落している	外来受診。鼻の骨折。	ベッド柵を外されたことが原因であり、ロックのかかるL字柵に変更。こまめな巡回を実施する
2	車いすから転落して倒れている所を発見。洗面台に移動するときに、車いすから滑り落ちた。	救急搬送。右大腿骨骨折。	定期的に居室巡回を行い、確認を行う。本人が活動的になる時間帯を鑑み、見守りを強化する。
3	タンスの最下段を引き出し、その上に載ってタンス上のテレビをのぞき込んでおり、バランスを崩し転倒、腰部を強打。	外来受診の結果、第二腰椎骨折との診断。	行動予測が難しい方のため、タンス等事故のリスクに繋がる物は居室から撤去する。
4	食介中に誤嚥されレベル低下し。呼吸停止となる。吸引、胸骨圧迫施行にて呼吸再開。	救急搬送。入院。	誤嚥のリスクが高い場合は呼吸状態を観察しながら、食介を行う。

2. 事故報告について（令和6年度）

(2)フロア、食堂 12件（通所系サービス2件、施設系サービス10件）

No.	概要	対応	今後の取り組み
1	夕食時フットレストを付けていない状態にて移動し、そのまま、頭部から転落	救急搬送し、頭部の切傷・擦過傷	車いすやリクライニングは正しく使用するよう徹底。力任せに動かさない。
2	別の入居者の振り上げた丸椅子が本人の頭部に当たった。	受診も検査にて異常なし	食事介助に使う丸椅子は使用後にキッチンエリアへ収納。・表情険しくなっている加害者を確認時には席を離すか、居室で過ごしていただくなど物理的距離をとる。
3	フロアで立ち上がった時に歩行器が離れた位置にあり、職員が歩行器を取りに行っている間に独歩で動き出され、転倒	救急搬送。右大腿骨転子部骨折。	歩行器の使用について随時声掛けを継続。・見守りの強化、歩行器使用時も近位見守りに務める。

(3)廊下 5件（通所系サービス0件、施設系サービス5件）

No.	概要	対応	今後の取り組み
1	居室前の廊下にて転倒。スリッパを履いて滑ったと、本人。左大腿部が痛いとのこと。	救急搬送。左大腿骨骨折。	滑りにくい履物を履くようにしてもらおう。 トイレ時は付き添う。
2	車椅子介助を行っている際、前傾姿勢になり、そのまま、左前額部から転倒	外来受診し、左前額部切傷・擦過傷	車いす介助中はフットレスト上に足があるか確認する。

3. 留意事項について

1. 重要事項説明書の取扱いについて

令和6年度報酬改定により各利用料金・加算の単価が変更となっているため、重要事項説明書の変更箇所について、利用者全員への説明が必要です。

(改定時期：令和6年4月、令和6年6月)

利用者負担額改定表を**書面で配付**する等を行った上で、**利用者又はその家族へ説明し、理解を得る**こと。その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所は以上の**説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し、保管しておくこと**。

2. サービス利用前の説明について

- ・ 面会の頻度やルール（通常時・感染症発生時）
- ・ 通院時・入院時等の対応（家族に求める対応など）
- ・ 契約終了する場合の対応 など

3. 留意事項について（続き）

3.運営規程等のインターネット公表義務化について

令和6年度報酬改定により介護事業所の運営規程等の重要事項はインターネット上で情報の閲覧が完結するように、WEBサイトに掲載・公表することが求められます。

（令和7年4月1日より義務化）

公表方法

- ①法人のホームページ
- ②情報公開システム

5. ① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

4. 守山市で実施する補助金について

1. 介護職員就職支援事業補助金

<対象施設>

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護
居宅介護支援事業所（R7年4月より追加）

※詳細は、[ホームページに掲載しています](#)

[（ホーム>健康・福祉>保険・年金>介護保険>介護保険に関するお知らせ）](#)

2. 守山市外国人介護人材確保支援事業補助金

<対象施設>

指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス
事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所、指定介護予防支援事業

<補助概要>

介護施設において人材不足を解消するため下記の外国人を雇用する法人が、外国人に
家賃を補助する場合に、その一部に対し**最大12カ月**間、補助金を交付します。

※詳細は、[ホームページに掲載しています](#)

[（ホーム>健康・福祉>保険・年金>介護保険>介護保険に関するお知らせ）](#)

ご清聴ありがとうございました。